



平成 26 年 2 月 12 日  
海 上 保 安 庁

## 巡視船の原状回復請求に係る時効中断のための 民事訴訟の提起について

本日、下記のとおり民事訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 事件の概要

平成 22 年 9 月 7 日、尖閣諸島周辺の本邦領海内において、中国漁船「閩晋漁（ミンシンリョウ）5179」が巡視船「よなくに」、「みずき」に衝突してきた。その結果、巡視船の外板や手すり等に損傷が発生。

#### 2. 損害額請求の経緯

平成 22 年 12 月 27 日、第三者機関による巡視船の修繕費等の鑑定のうち、損害額（約 1,429 万円）を確定し、関係省庁との調整を経て、中国漁船の船長に対して損害額を請求することとした。

平成 23 年 2 月 10 日、債権管理法に基づき、第十一管区海上保安本部長（第十一管区に係る債権の管理者）が納入告知書を発送、2 月 20 日に到達。

相当の期間を経過しても履行されなかったため、同法に基づき、督促を繰り返してきたところ（およそ 3 ヶ月おき、11 回にわたり督促状を送付）。

#### 3. 今回の措置

平成 26 年 2 月 20 日に請求から 3 年が経過するため、時効中断のための措置を講じなければ損害賠償請求権が時効消滅。

債権管理法では、債権を管理する国の機関には時効中断のための措置をとることが義務付けられているため、訴訟を提起する必要。

このため、2 月 12 日に損害賠償請求訴訟を提起。

当該訴訟における国側の証拠資料として衝突の状況、経緯等を記録した映像記録（国会に提出したもの：約 12 分、約 44 分）を提出。